

留萌市学生寮運営実証実験事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外から高い目標を持って勉学、スポーツ及び文化活動に励むため移住する学生が利用する市内の寄宿施設等を安定的に確保するため、寄宿施設等の設置者に対して運営する経費の一部を補助することで、民間施設を活用した寄宿施設等整備の有効性、学生寮の整備手法を検証することを目的とした留萌市学生寮運営実証実験事業に認定された設置者に対する留萌市学生寮運営実証実験事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、留萌市補助金等交付規則（平成15年留萌市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 学生 北海道留萌高等学校又は留萌市に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校に在籍する者又は入学が決定している者で、遠距離等により通学が困難であるものと市長が認めたもの。
- (2) 寄宿施設等 市内の住宅、下宿、寮のうち、学生のみを受け入れる施設で、学生の保護者と入居に係る契約を締結し、家賃、食費、光熱水費、共益費等実費相当（以下「入居費」という。）を受けて運営する施設をいう。
- (3) 寄宿施設等の設置者 前号に規定する寄宿施設等を運営する者をいう。

(補助対象となる寄宿施設等の要件)

第3条 この要綱により補助を受けることができる寄宿施設等は、各項に掲げる施設及び運営の要件を満たすものとする。

2 寄宿施設等の施設は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 寄宿施設等に学生の居室が6室以上あること。
- (2) 学生の居室は、1室あたり概ね6畳以上確保し、照明及び暖房設備等を備え、施錠可能であること。
- (3) 学生の食事及び交流を行うための共用スペースを設けていること。
- (4) 居住する人数に応じた共用トイレ、共用浴室及び共用洗濯機を設けていること。この場合において、各居室にトイレ、浴室及び洗濯機を備えているときは、この限りではない。
- (5) 寄宿施設等に居住する学生が男女混合する場合は、共用部などの一部を除

き、施錠により、男女の居住空間が区切られていること。

(6) 寄宿施設等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合していること。

(7) 寄宿施設等は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備を備えていること。

3 寄宿施設等の運営に際しては、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1) 寄宿施設等の利用規約又は寮則等を備えていること。

(2) 玄関等の施錠、出入者の管理など、防犯体制を備えていること。

(3) 年末年始、寄宿施設等を閉鎖する日、生徒が登校している時間を除き、管理人を常駐させて、寄宿施設等及び学生の管理、運営ができること。

(4) 年末年始、土日、祝日のほか、寄宿施設等を閉鎖する日を除き、成長期を踏まえた1日3食を基本とする食事を提供すること。ただし、学校給食の提供がある場合は、この限りではない。

(5) 昼食にあつては、学校の授業及び部活動等の活動が午後まである際は、学生に弁当を持参させる又は配達による対応を行うこと。

(6) 学生の保護者が負担する1月あたりの入居費は、寄宿施設等の運営費に対し、2分の1以上であること。

（補助事業対象施設の認定申請）

第4条 前条の要件を全て満たす寄宿施設等の設置者で、補助事業の対象施設として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、留萌市学生寮運営実証実験事業対象施設認定申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 納税証明書

(2) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し又は同等と認められる書類

(3) 消防法に基づく消防用設備等検査済証の写し

(4) 寄宿施設等の利用規約又は寮則等

(5) 寄宿施設等の管理体制及び食事の衛生管理の実施体制を確認できるもの

(6) 保護者との契約書の写し

(7) 運営収支予定表

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助を受けようとする月の7日前までに申請し、年度ごと、事

前に認定を受けなければならない。この場合において、継続して申請する場合は、添付書類の一部を省略することができるものとする。

（対象施設の認定）

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定又は否認認定を決定し、留萌市学生寮運営実証実験事業対象施設認定（否認認定）通知書（別記様式第2号。以下「認定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 補助事業対象施設の認定は、認定後、寄宿施設等の入居が定員の3分の1に満たない場合は、取り消すことができる。この場合において、入院、その他の理由により、一時的な退去は含めないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、寄宿施設等を運営するために要した経費から、学生の保護者が負担する入居費を差し引いた金額とする。

2 補助金の額は、前項の規定により算出された補助対象経費とし、1室につき月額45千円を上限に認定された居室数を乗じた額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（変更申請）

第7条 第5条の規定により補助事業対象施設の認定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、次の各号に掲げる事由により認定された事項を変更しようとするときは、留萌市学生寮運営実証実験事業認定施設変更認定申請書（別記様式第3号）に、第4条各号に規定する変更後の書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 運営経費について、社会経済情勢の影響により増減が生じたとき。

(2) 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）の事由により施設及び設備を修復する経費が生じたとき。

(3) 前2号のほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により変更申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定又は否認認定を決定し、留萌市学生寮運営実証実験事業認定施設変更認定（否認認定）通知書（別記様式第4号。以下「変更認定通知書」という。）により当該申請者に通知する。

（補助金の請求及び確定）

第8条 補助決定者は、補助金を請求しようとするときは、留萌市学生寮運営実証実験事業補助金請求書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 認定通知書又は変更認定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、関係書類を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

3 補助金は1月ごとに請求するものとする。

4 補助決定者が補助金の交付の目的を達成するため、市長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、補助金の確定前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（補助金の取消及び返還）

第9条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第5条第2項の規定により補助の認定の取消しを受けたとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、書面により理由を付してその旨を当該補助決定者に通知するものとする。

（立入調査等）

第10条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要な場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、補助対象者に対して報告を求め、又は職員にその寄宿施設等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年9月12日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

留萌市学生寮運営実証実験事業対象施設認定申請書

年 月 日

留萌市長 様

申請者 住所

氏名 Ⓔ

電話

留萌市学生寮運営実証実験事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり対象施設として認定されたく、申請します。

記

1 設置施設・管理運営

施設の名称	
所 在 地	留萌市
所 有 者	
管理人氏名	
建築年構造等	年 月 建築 造 階建 m ²
入居可能数	人（男子 人、女子 人）
施設等要件 （第 3 条関係） ※ 該当する 項目を選択 してくださ い。	☐ 寄宿施設等に学生の居室が 6 室以上ある。 ☐ 学生の居室は、1 室あたり概ね 6 畳以上確保し、照明及び暖房設備等を備え、施錠可能である。 ☐ 学生の食事及び交流を行うための共用スペースを設けている。 ☐ 居住する人数に応じた共用トイレ、共用浴室及び共用洗濯機を設けている。この場合において、各居室にトイレ、浴室及び洗濯機を備えているときは、この限りではない。 ☐ 寄宿施設等に居住する学生が男女混合する場合は、共用部などの一部を除き、施錠により、男女の居住空間が区切られている。 ☐ 寄宿施設等は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合している。 ☐ 寄宿施設等は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく消防用設備を備えている。

	☐ 寄宿施設等の利用規約又は寮則等を備えている。 ☐ 玄関等の施錠、出入者の管理など、防犯体制を備えている。 ☐ 年末年始、寄宿施設等を閉鎖する日、生徒が登校している時間を除き、管理人を常駐させて、寄宿施設等及び学生の管理、運営ができる。 ☐ 年末年始、土日、祝日のほか、寄宿施設等を閉鎖する日を除き、成長期を踏まえた1日3食を基本とする食事を提供する。ただし、学校給食の提供がある場合は、この限りではない。 ☐ 昼食にあっては、学校の授業及び部活動等の活動が午後までである際は、学生に弁当を持参させる又は配達による対応を行う。 ☐ 学生の保護者が負担する1月あたりの入居費は、寄宿施設等の運営費に対し、2分の1以上である。
添付書類	☐ 納税証明書 ☐ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し又は同等と認められる書類 ☐ 消防法に基づく消防用設備等検査済証の写し ☐ 寄宿施設等の利用規約又は寮則等 ☐ 寄宿施設等の管理体制及び食事の衛生管理の実施体制を確認できるもの ☐ 保護者との契約書の写し ☐ 運営収支予定表 ☐ その他（ ）

2 補助金額

運営費総額 (A)	1 室あたり月額 _____ 円 (内訳)※任意様式による提出可
学生の保護者等が負担する入居費 (B)	【1 室あたりの家賃等】 月額 _____ 円 (内訳) (B)のうち、家賃相当 _____ 円 (B)のうち、食費相当 _____ 円 ※食費の積算根拠 1 日あたり _____ 円 × _____ 日 【1 室あたりのその他実費相当額】 月額 _____ 円 (内訳)※家賃等のほか、入居者が負担する実費相当 (見込み額) 1 室あたり月額 _____ 円
補助対象経費	1 室あたりの補助対象月額 [(A) - (B)] _____ 円 - _____ 円 ÷ _____ 円 ※千円未満切り捨て、限度額 45,000 円 補助対象月額 (× 室) _____ 千円

別記様式第2号（その1）（第5条関係）

留萌市学生寮運営実証実験事業対象施設認定通知書

留萌市 指令第 号
年 月 日

様

留萌市長

年 月 日付けで申請のあった留萌市学生寮運営実証実験事業対象施設認定申請書について、留萌市学生寮運営実証実験事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 寄宿施設等の名称

施設の名称	
所在地	留萌市
所有者	
管理人氏名	
建築年構造等	年 月建築 造 階建 m ²
入居可能数	人（男子 人、女子 人）

2 補助金の交付金額

別記様式第2号（その2）（第5条関係）

留萌市学生寮運営実証実験事業対象施設否認定通知書

年 月 日

様

留萌市長

年 月 日付けで申請のあった留萌市学生寮運営実証実験事業対象施設認定申請書について、留萌市学生寮運営実証実験事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 寄宿施設等の名称

施設の名称	
所在地	留萌市
所有者	
管理人氏名	
建築年構造等	年 月建築 造 階建 m ²
入居可能数	人（男子 人、女子 人）

2 否認定（理由）

別記様式第3号（第7条関係）

留萌市学生寮運営実証実験事業対象施設変更認定申請書

年 月 日

留萌市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで対象施設の認定を受けた留萌市学生寮運営実証実験事業対象施設認定通知書について、申請内容を下記のとおり変更したいので、留萌市学生寮運営実証実験事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更前

--

2 変更後

--

3 変更理由

--

4 その他

--

別記様式第4号（その1）（第7条関係）

留萌市学生寮運営実証実験事業対象施設変更認定通知書

年 月 日

様

留萌市長

年 月 日付けで決定した対象施設の認定について、留萌市学生寮運営実証実験事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 認定施設の名称等

認定施設	施設の名称			
	所在地			
	所有者			
	建築年構造等	年	造 階建	m ²
	入居可能数	人	(うち男子 人、うち女子 人)	

別記様式第4号（その2）（第7条関係）

留萌市学生寮運営実証実験事業対象施設変更否認定通知書

年 月 日

様

留萌市長

年 月 日付けで決定した対象施設の認定について、留萌市学生寮運営実証実験事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 認定施設の名称等

認定施設	施設の名称			
	所在地			
	所有者			
	建築年構造等	年	造 階建	m ²
	入居可能数	人	(うち男子 人、うち女子 人)	

3 否認定（理由）

別記様式第5号（第8条関係）

留萌市学生寮運営実証実験事業補助金請求書

年 月 日

留萌市長 様

請求者 住所

氏名

印

1 補助金請求額

請求額	円 (年 月分として)
内 訳	月額 円 × 室分
備 考	

※初回の請求にあっては、口座の写しを添付すること。